

お客さま各位

茨城県信用組合

預金規定等改定のお知らせ

平素は当組合をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、当組合は令和2年4月の「民法（債権法）改正」等を踏まえ、預金規定等を改定いたします。なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されます。

1. 改定日

令和2年4月1日（水）

2. 改定内容

（1）「民法（債権法）改正」に伴う改定

① 規定変更時の周知方法等の明確化

「民法（債権法）改正」により、相当の事由がある場合には変更日を明記したうえでウェブサイト上その他相当の方法により周知することで規定の変更が可能となったため、以下の条項を新設します。普通預金規定以外の規定についても同様の改定を行います。

○普通預金規定（抜粋）

改定前	改定後
(新設)	<p><u>19.（規定の変更）</u></p> <p><u>（1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>（2）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>

改定する規定

- ・普通預金規定
- ・総合口座取引規定
- ・カード規定
- ・自動継続期日指定定期預金規定
- ・自動継続自由金利型定期預金・M型（スーパー定期）規定
- ・自由金利型定期預金（大口定期）規定
- ・変動金利定期預金規定
- ・積立定期預金規定
- ・通知預金規定
- ・当座勘定規定
- ・振込規定
- ・無利息型普通預金規定
- ・貯蓄預金規定
- ・期日指定定期預金規定
- ・自由金利型定期預金・M型（スーパー定期）規定
- ・自動継続自由金利型定期預金（大口定期）規定
- ・自動継続変動金利定期預金規定
- ・定期積金（スーパー積金）規定
- ・納税準備預金規定
- ・当座勘定規定（専用約束手形口用）

② 預金者の後見人等の後見開始の場合における取扱いの明確化

「民法（債権法）改正」により、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為は取消しできる旨が定められたことから、預金者の後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届け出を義務化します。普通預金規定以外の規定についても同様の改定を行います。

○普通預金規定（抜粋）

改定前	改定後
8.（成年後見人等の届け出） （1）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。	8.（成年後見人等の届け出） （1）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。 <u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u>

改定する規定

- ・普通預金規定
- ・総合口座取引規定
- ・期日指定定期預金規定
- ・自由金利型定期預金・M型（スーパー定期）規定
- ・自動継続自由金利型定期預金・M型（スーパー定期）規定
- ・自由金利型定期預金（大口定期）規定
- ・変動金利定期預金規定
- ・積立定期預金規定
- ・通知預金規定
- ・無利息型普通預金規定
- ・貯蓄預金規定
- ・自動継続期日指定定期預金規定
- ・自動継続自由金利型定期預金（大口定期）規定
- ・自動継続変動金利定期預金規定
- ・定期積金（スーパー積金）規定
- ・納税準備預金規定

③ 定期預金の満期日前解約の取扱いの明確化

「民法（債権法）改正」により、預金について寄託の規定を準用することとなり「寄託者（預金者）は、受寄者（金融機関）に対していつでもその返還を請求できる」との規定が定期預金について適用され、定期預金の満期日前であっても解約できることとなるため、満期日前解約の制限について明確化します。期日指定定期預金規定以外の規定についても同様の改定を行います。

○期日指定定期預金規定（抜粋）

改定前	改定後
3.（利息） （3） <u>当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合</u> および第5条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。	3.（利息） （3） <u>この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合</u> および第5条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

<p>5. (預金の解約、書換継続) (新設)</p> <p><u>(1) この預金を解約または書換継続するときは、(略)</u></p>	<p>5. (預金の解約、書換継続)</p> <p><u>(1) この預金は、当組合がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p><u>(2) この預金を解約または書換継続するときは、(略)</u></p>
---	---

改定する規定

- ・ 期日指定定期預金規定
- ・ 自由金利型定期預金・M型（スーパー定期）規定
- ・ 自動継続自由金利型定期預金・M型（スーパー定期）規定
- ・ 自由金利型定期預金（大口定期）規定
- ・ 変動金利定期預金規定
- ・ 積立定期預金規定
- ・ 自動継続期日指定定期預金規定
- ・ 自動継続自由金利型定期預金（大口定期）規定
- ・ 自動継続変動金利定期預金規定
- ・ 定期積金（スーパー積金）規定

(2) 休眠預金等活用法に係る改定

① 休眠預金等活用法に係る異動事由および最終異動日等の但書削除

以下の条項の但書を削除します。普通預金規定以外の規定についても同様の改定を行います。

○普通預金規定（抜粋）

改定前	改定後
<p>14. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと <u>(ただし、平成31年3月10日午前7時以降に異動が発生したものに限りません。)</u></p> <p>15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(2) 第1号第2号において、将来における預金等に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① (略)</p> <p>② 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと <u>(ただし、平成31年3月10日午前7時以降に異動が発生したものに限りません。)</u></p> <p>他の預金に係る最終異動日等</p>	<p>14. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと</p> <p>15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(2) 第1号第2号において、将来における預金等に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① (略)</p> <p>② 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと</p> <p>他の預金に係る最終異動日等</p>

改定する規定

- ・ 普通預金規定
- ・ 総合口座取引規定
- ・ 自動継続自由金利型定期預金・M型（スーパー定期）規定
- ・ 自動継続変動金利定期預金規定
- ・ 無利息型普通預金規定
- ・ 自動継続期日指定定期預金規定
- ・ 定期積金（スーパー積金）規定